

令和7年度第6回

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（精神包括ケア）

次 第

日 時 令和8年2月9日（月）
午前10時00分から
会 場 朝霞市役所 401会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 精神障害のある方への相談一覧について
- (2) ASAKA おかえりプロジェクトの報告について
- (3) アンケート結果からみえる今後の展開について
- (4) その他

3 閉 会

ASAKA おかえり プロジェクト

退院支援連絡会

<ASAKAおかえりプロジェクトの目的>

- ① 年3回を目途に会議を開催し、朝霞市に住所のある精神科入院中の方について、情報共有を行うとともに、退院に向けた協議および退院後の生活方針について意見交換を行う。また、現在通院中の方のうち、入院リスクのある方について、入院を未然に防ぐための協議も行う。必要に応じて、本人に直接意向確認を行う。
- ② 退院支援の実践を通じて、支援における課題の抽出および課題解決に向けた方策の検討等をおこなうとともに、その内容を自立支援協議会に報告し、朝霞市の地域課題として共有する。



(基本的な流れ)
イメージ

- ① 菅野病院・朝霞病院の入院者のうち、退院の可能性のあるケースについて情報共有し、退院に向けた協議（役割分担等）
- ② 通院者の内、入院リスクのある方についての情報共有と、入院を未然に防ぐための協議

- ① 第1回で協議され、支援方針に沿って支援した内容や本人の反応などについての報告や、病院側からの見解について共有。必要に応じて再検討。終結の確認。
- ② 新たなケースについての情報共有・協議の実施。

- ① 第1回、第2回のまとめ
- ② 次年度に引き継ぐケースの共有
- ③ 次年度のASAKAおかえりプロジェクトの取り組みの検討

朝霞市相談支援ネットワーク会議との連携を図り情報収集

朝霞市障害者自立支援協議会への報告（精神包括ケア部会）
※タイミングがずれる場合は途中経過や今後の方針等を報告



令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者※による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

※業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけでなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

自治体の連絡先（電話番号や電子メール等）